

答 申 案	技術審査会からの指摘・質問事項 ※ () 番号は「資料 3-3」事業者回答と関連しています。	備 考 【委員名】 (専門分野)
<p>【1 全般的事項】</p> <p>(1) 対象事業実施区域(以下「事業区域」という)の広範囲が水源かん養及び土砂流出防備保安林に指定されていることから、後述する個別の事項も踏まえ、事業実施による環境への影響を適切に調査、予測及び評価したうえで、風力発電設備及び取付道路等の付帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)について、影響を回避又は十分に低減するよう検討すること。</p>	<p>地形地質(1) 風力発電設備及び取付道路等の付帯設備(以下「風力発電設備等」という。)については、保安林、特に土砂流出防備保安林を避けること。</p> <p>植物(3) 取付道路の新設又は拡幅及び土捨て場等の改変が想定される区域及びその周辺の調査を確実に実施すること。 ※文言は「(仮称)六角牧場風力発電事業 方法書」答申を参考</p>	<p>【伊藤委員】 (地形地質)</p> <p>【野口委員】 (植物)</p>
<p>(2) 環境影響の調査を行うに当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。</p>	<p>(方法書の答申としてこれまで記載してきた内容。)</p>	
<p>(3) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。</p>	<p>※近隣の先発事業、(仮称)加美風力発電事業、(仮称)宮城山形北部風力発電事業、(仮称)大崎烏屋山風力発電事業、(仮称)大和風力発電事業、(仮称)ウィンドファーム八森山を念頭に、これまでの答申で述べてきた表現を用いて記載するもの。</p>	
<p>(4) 事業区域周辺の住民、立地する加美町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。</p>	<p>(審査会の意見として述べる、環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。)</p>	

<p>【2 個別的事項】</p> <p>(1) 騒音</p> <p>イ 工事用資材等の搬出入に伴う騒音については、事業区域及びその周辺の地形条件（上り勾配等）を考慮した上で、影響が最大となる地点を調査地点として設定し、調査、予測及び評価すること。</p> <p>ロ 施設の稼働における騒音等の影響については、風力発電設備からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定に関する指針」等に基づいて一概に評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考にするなど、最新の知見に基づいて、適切に評価すること。</p>	<p>(1)</p> <p>工事用資材等の搬出入における騒音の影響については、対象事業実施区域（以下「事業区域」という）及びその周辺の地形条件（上り勾配等）を考慮した上で、影響が最大となる地点を設定し、調査、予測及び評価すること。</p> <p>※「（仮称）稲子峠ウィンドファーム 方法書」 答申を参考に文言修正。</p> <p>(2)</p> <p>風力発電設備の稼働に係る騒音等の影響については、風力発電設備からの距離や環境省に定める「風力発電施設から発生する騒音等測定に関する指針」等に基づいて一概に評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考にするなど、最新の知見に基づいて、より安全側に立って適切に評価すること。</p> <p>※「（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 方法書」 答申を参考に文言修正。</p>	<p>【永幡委員】 （騒音）</p> <p>【平野会長】 （景観）</p> <p>【永幡委員】 （騒音）</p>
<p>(2) 水質</p> <p>工事に伴い発生する濁水の影響を適切に調査、予測及び評価するため、澄川流域の調査地点について、より上流域に複数箇所設定すること。</p>	<p>(1)</p> <p>事業実施による水の濁りの影響をより厳密に評価するために、澄川流域の調査地点については、より上流域に、複数箇所設定すること。</p> <p>※一部文言修正。</p>	<p>【伊藤委員】 （地形地質）</p>
<p>(3) 地形及び地質</p> <p>風力発電設備等の配置等の検討に当たって、土砂流出・崩壊防備等の保安林、土砂災害警戒区域（地すべり）、砂防指定地及びその上流域、地すべり地形の移動体及び滑落崖に対して影響を及ぼす可能性のある改変を避けること。</p> <p>なお、やむを得ず風力発電設備等の配置等の検討を行う場合は、安全側での評価となるよう、広範囲の地盤の安定解析等、十分な調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>(1)</p> <p>風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）については、保安林、特に土砂流出防備保安林を避けること。</p> <p>(2)</p> <p>事業区域内とその周辺の砂防指定地及びその上流域における、風力発電設備等及び土捨て場の設置を避けること。</p> <p>(3)</p> <p>事業区域内にある土砂災害警戒区域（地すべり）及びその周辺において、当該箇所の地すべりを誘発させるような改変は避けること</p>	<p>【伊藤委員】 （地形地質）</p> <p>【平野会長】 （景観）</p> <p>【伊藤委員】 （地形地質）</p> <p>【平野会長】 （景観）</p> <p>【伊藤委員】 （地形地質）</p> <p>【平野会長】 （景観）</p>

	<p>(4) 風力発電設備等及び土捨て場の設置によって地すべりが誘発されないよう、地盤の安定解析を広範囲にかつ、より安全側に立って実施すること。</p> <p>(5) 土捨て場の配置計画は保安林等の土地規制を避けているが、計画雨量を超える降雨等によって起こる土砂災害の影響等、他流域とも十分に比較検討した上で設定すること。</p> <p>※「(仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 方法書」答申を参考に、(1)～(3)を統合。後段は(4)、(5)を統合。</p>	<p>【伊藤委員】 (地形地質) 【平野会長】 (景観)</p> <p>【平野会長】 (景観)</p>
<p>(4) 動物</p> <p>イ 風力発電機の選定に当たっては、超音波発信器設置やフェザリングの実施、カットイン風速の変更機能等、バットストライクやバードストライクを回避及び低減する手法が適用可能な風力発電機種への採用に向けた検討をすること。その上で、適切に調査、予測及び評価をすること。</p> <p>ロ 事業区域周辺に生息する希少猛禽類やコウモリ類について、周辺地域における他事業の環境影響調査結果等により生息情報を収集した上で、調査方法を設定し、適切に調査、予測及び評価をすること。</p> <p>ハ 高空を飛ぶコウモリについては、高光度 LED ライト調査により、高さ 200 メートル程度を照射し、8月中旬から9月中旬の間に実施すること。また、調査地点について、気象観測塔と LED ライトの位置を 200 メートル以上離して設置すること。</p>	<p>(3) 風力発電設備の選定に当たっては、超音波発信器設置やフェザリングの実施、カットイン風速の変更機能等、バットストライクやバードストライクを回避・低減する機能を持つ機種への採用に向けた検討をすること。その上で、調査方法を設定し、適切に調査、予測及び評価をすること。 ※風力発電事業に対する普遍的な指摘事項として記載。文言は直近の(仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業を参考。</p> <p>(1) 二ツ石ダムの環境調査報告書や EADAS システムを参照し、事業区域周辺に生息する希少猛禽類やコウモリ類について情報を収集した上で、調査方法を設定すること。設定に当たっては、有識者にヒアリングを実施し、検討結果を次回審査会において報告すること。 ※一部文言修正。後段削除。</p> <p>(2) コウモリ類の調査地点について、気象観測塔と LED ライトの位置を 200m 以上離して設置すること。また、LED ライトは高光度の機種を選定し、コウモリがよく飛ぶ8月中旬から9月中旬の間に実施すること。 ※(仮称)稲子峠ウィンドファーム答申を参考に、文言修正。</p>	<p>【由井委員】 (鳥類)</p> <p>【由井委員】 (鳥類) 【平野会長】 (景観)</p> <p>【由井委員】 (鳥類)</p>

<p>二 事業実施による両生類への影響について、沢筋のより上流部や、土地の改変による影響を十分に踏まえ、調査、予測及び評価すること。また、鳴き声の夜間調査を実施すること。</p>	<p>(4) 両生類の調査について、鳴き声の夜間調査を実施すること。</p> <p>(5) 両生類に対する影響については、沢筋のより上流部や土捨て場など、想定される地形改変による影響を十分に踏まえ、調査、予測及び評価すること。 ※(4)、(5)統合。(5)「想定される」削除</p>	<p>【太田委員】 (両生・は虫類)</p> <p>【太田委員】 (両生・は虫類)</p>
<p>(5) 植物</p> <p>イ 事業区域及び周辺のススキ群団には、稀少種が存在する可能性があるため、事業実施による影響を適切に調査、予測及び評価すること。</p> <p>ロ ウトウ沼近傍の二ツ石川西側の搬入路について、資材等の運搬に伴う支障木の伐採に当たっては、近隣湿地に生息する植物への影響を適切に調査、予測及び評価すること。その上で、影響を回避できない場合は、東側のルートから迂回する等、運搬計画を再検討すること。</p>	<p>(1) 事業区域周辺のススキ群団には、稀少種が存在する可能性があるため、事業実施による影響を適切に調査、予測及び評価すること。 ※一部文言修正。「及び周辺」を追加。</p> <p>(2) ウトウ沼近傍の二ツ石川西側の搬入路については、風力発電設備運搬のための伐採による近隣湿地への影響を適切に調査、予測及び評価すること。その上で、影響を回避できない場合は、東側のルートから迂回する等、計画を再検討すること。 ※事務局において修文。「運搬“に伴う”」「“運搬”計画」の追加等。</p>	<p>【牧委員】 (植物)</p> <p>【野口委員】 (植物)</p>
<p>(6) 景観</p> <p>風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏及び里山からの圍繞景観への影響を調査、予測及び評価し、適切に風車の配置の設定を行うこと。</p>	<p>(1) 風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏及び里山からの圍繞景観への影響を調査、予測及び評価すること。 ※「(仮称)丸森風力発電事業 方法書」答申を参考に文言修正。</p>	<p>【平野会長】 (景観)</p>
<p>(7) 温室効果ガス</p> <p>温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業実施による削減量を算出し、評価すること。</p>	<p>【温室効果ガス】 「ライフサイクル二酸化炭素の予測評価については、今回の方向性で良いという結論を得ましたら、技術指針を改正しまして条例アセスの技術指針に位置付けており、この考えで予測評価願いたい旨、事業者に協力を求めています。」 「二酸化炭素の件については、法アセスにないのだけれども運用上お願いしていく。条例アセスでもやっているの法アセスでもお願いします、とやっていく」 ※令和3年2月19日環境影響評価技術審査会</p>	<p>【平野会長】 (景観)</p>

<p>(8) 放射線の量</p> <p>イ 土壤の放射性物質濃度の調査に当たっては、リター層と土壤を分けた上で、調査地点 1 地点あたり 5 か所程度、土壤については表面 1 センチメートル以内から検体を採取し、測定を行うこと。調査地点は、風力発電設備等の配置等に係る改変箇所を設定すること。</p> <p>ロ 事業実施により除去する放射性物質を含む伐採木及び落葉等については、調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、発生量も把握した上で、適正な管理等ができるよう検討すること。</p>	<p>(1)</p> <p>土壤の放射性物質濃度の調査は、リター層と土壤を分けたうえで、土壤については表層 1 cm を採取し、それぞれ測定すること。</p> <p>※近隣で計画される「(仮称)六角牧場風力発電事業」答申を参考にイを文言修正、ロを文言追加。</p>	<p>【石井委員】 (放射線) 【平野会長】 (景観)</p>
---	--	---

○以下の指摘事項 2 点については、答申に反映していない。

・騒音 (3)

ISO や JIS 等の表記ルールを再度確認し、統一を図った上で修正すること。【永幡委員】

・動物 (7)

調査方法「スウィーピング調査」と「フントラップ調査」の記載内容が重複しているため、準備書以降の図書において修正すること。【由井委員】

⇒ 表記方法、誤記に対する指摘のため。

・動物 (6)

土地の改変範囲が変更になった場合には、調査ルートに反映させること。【太田委員】

⇒ 環境影響評価手続き上、一般的に行われるべき対応のため。